各都道府県地域生活定着促進事業担当課 御中

厚生労働省社会・援護局総務課

新型コロナウィルス感染防止等のための当面の地域生活定着促進事業の 業務等における留意点について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス患者が国内で確認されたことを踏まえ、社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応及び感染拡大防止に係る留意点については、令和2年2月24日付事務連絡(別添)により周知されていますが、地域生活定着促進事業の業務においても、これを参考に事業実施いただくよう、ご留意ください。

また、下記の留意点について、地域生活定着支援センターに対して周知し、 新型コロナウイルス感染症の感染防止等に努めるようお願いいたします。

なお、本事業の業務において使用するマスクやアルコール消毒液等の感染防止に係る物品については、事業費から支弁して差し支えないことを念のため申し添えます。

記

### 1 業務等における留意点

(1) 手洗いの徹底

ドアノブなど様々なものに触れることにより、自分の手にもウィルスが付着している可能性があるため、頻回に流水と石けん、アルコール消毒液による手洗いを実施すること。特に、出勤時、外出先からの帰所時及び食事前等には、手洗いを徹底すること。

(2) 咳エチケット

くしゃみや咳が出るときには、飛沫にウィルスを含んでいるかもしれな

いため、咳エチケットに心がけること。咳やくしゃみの際には、マスクを 着用するか、ティッシュなどで鼻と口を覆い、とっさの時には袖や上着の 内側で覆い、周囲の人から顔をそむけ、できる限り離れること。

### (3) マスクの着用等

対人距離の確保等(できるだけ 2 メートル程度の距離を保持することが望ましいこと。また、外出に当たっては、人混みを避けることが望ましいこと。)が望ましいが、支援業務等の対人距離の確保等が困難な場合には、マスクを着用すること。事業所内には次の例文を掲示する等の方法によって、職員のマスク着用について来所者の理解が得られるように努めること。

例文: 「咳エチケットの観点から、職員はマスクを着用するようにしております。ご理解とご協力をお願いします。」

#### (4) 事業所内の清掃・消毒

感染者が触れる可能性の高いドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、 テーブル、いす、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー等については、アルコール消毒液等を用いた拭き取り清掃を 1 日 1 回以上実施することが望ましいこと。

### 2 支援対象者への対応

(1) 矯正施設出所者は、高齢化や受刑等により健康状態が万全でない場合もあることから、フォローアップ業務や相談支援業務において支援対象者と接する際は、新型コロナウイルス感染防止ということにも留意して、健康状態の悪化等が懸念される場合には、医療機関への受診勧奨等を行うこと。感染した支援対象者及び感染が疑わしい支援対象者等(感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある)がいる場合、また、支援対象者のうち、高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱える者又は妊婦については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。これら以外の入所者については、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid1">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid1</a> 9-kikokusyasessyokusya.html

(2) 支援対象者が適時の情報を入手することが困難な状況であることが多い と思われることから、厚生労働省の特設 HP 等で公開されている情報や別 添のチラシなども活用して情報提供を進めること。

(参考) 厚生労働省特設 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

- (3) 支援を実施する地域生活定着支援センター職員においては、別添の事務 連絡を参照のうえ、感染の防止等に留意すること。
- 3 新型コロナウィルスに感染した職員等について
  - (1) 感染した職員及び感染が疑わしい職員(感染した者と接触があり、発熱や咳などの症状がある)は出勤しないこと。
  - (2) 感染した職員及び感染が疑わしい職員は、帰国者・接触者相談センター に連絡して、事後の対応に関する指示を受けること。

(参考) 各都道府県が設置する帰国者・接触者相談センター情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid1 9-kikokusyasessyokusya.html

- 4 職員・支援対象者等が新型コロナウィルスに感染した場合の対応について 地域生活定着支援センターは保健所に連絡して、事務室、居室や共有部等の 消毒や他の職員の出勤の可否等、感染を拡大させないための措置について相談 し、保健所の指示に基づき、所要の措置を講じること。
- 5 その他

当面、基本的には上記の留意事項を踏まえつつ通常業務を継続することとするが、地域において感染が増加する事態に至った場合、予定している会議、セミナー、グループワークなどのプログラムについては、その必要性を再考の上、実施方法の見直し、延期、中止も検討すること。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局総務課

電話:03-5253-1111 (内線2816)

事 務 連 絡 令和2年2月24日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課厚生労働省子ども家庭局母子保健課厚生労働省社会・援護局福祉基盤課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室厚生労働省老健局高齢者支援課厚生労働省老健局高齢者支援課厚生労働省老健局高齢者支援課厚生労働省老健局表表人保健課

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における 感染拡大防止のための留意点について

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。以下同じ)における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」(令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」(令和2年2月23日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)などでお示ししているところですが、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、以下の点に特に留意していただきますようお願いいたします。

- 1 職員等への対応について
- (1) 「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」(令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)の留意事項(1)でお示ししたとおり、職員、子ども、障害者や高齢者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること。
- (2)職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には 出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合に あっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで は同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、 引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。

ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含むものとする。

- (3) 面会については、感染経路の遮断という観点で言えば、可能な限り、緊急 やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に 対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- (4) 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所 で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測して もらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。
- (5) なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。

- 2 利用者への対応について
- (1) 高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱える者又は妊婦については、37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。これら以外の者は、37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。
- (2) 症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果の確定までの間については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(改訂版)」の P50 からのインフルエンザの項での対応も参考としつつ、感染拡大に留意すること。

具体的には、

- ・疑いがある利用者を原則個室に移すこと。
- ・個室が足りない場合については同じ症状の人を同室とすること。
- ・疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマス クを着用すること。
- ・罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。 など。
- (3) 疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り、 担当職員を分けて対応すること。

(公衆衛生対策に関するお問い合わせ)

※公衆衛生に関するお問い合わせについては、衛生主管部局を通じて、厚 生労働省健康局結核感染症課にお問い合わせください。

(児童福祉施設等に関するお問い合わせ)

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL:03-5253-1111 (内線4867、4868)

○厚生労働省子ども家庭局母子保健課

TEL:03-5253-1111 (内線4976、4977)

(保護施設に関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局保護課

TEL:03-5253-1111 (内線2824)

(障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3148)

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL:03-5253-1111 (内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL:03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL:03-5253-1111 (内線3948、3949)

事 務 連 絡 令和2年2月24日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課厚生労働省社会・援護局福祉基盤課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室厚生労働省老健局高齢者支援課厚生労働省老健局高齢者支援課厚生労働省老健局表人保健課

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)における 感染拡大防止のための留意点について

社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。)の利用者等(社会福祉施設等の利用者及び職員をいう。以下同じ。)に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」(令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)や「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」(令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」(令和2年2月23日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)などでお示ししたところであるが、社会福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない利用者等についても、別紙の点に留意されたい。

社会福祉施設等(通所・短期入所等)における感染拡大防止のための留意点

### (職員等について)

〇 社会福祉施設等(通所・短期入所等に限る。以下同じ。)の職員については、 出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる(37.5 度以上の発熱をいう。 以下同じ。)場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあっては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われる ように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。ここでいう職員とは、利用者に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で 行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもら い、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 〇 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。
- 〇 なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。

### (利用者について)

○ 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼

吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況 が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。

○ 発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等(以下「居宅介護支援事業所等」という。)に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

訪問介護等の提供等を行う場合には、別紙2を踏まえた対応を徹底すること。

○ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

### 居宅を訪問して行うサービス等における留意点

〇 社会福祉施設等(居宅を訪問してサービスを行う場合に限る。以下同じ。)の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。)場合には、出勤を行わないことを徹底する。社会福祉施設等にあっては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

- 〇 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。
- 〇 なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)等により柔軟な取扱いが可能とされているので、同事務連絡を参照されたい。
- 〇 サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し(可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい)、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」(令和2年2月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。
  - (1) サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護 支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹 底させてサービスの提供を継続すること。
  - (2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

(3) サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

(公衆衛生対策に関するお問い合わせ)

※公衆衛生に関するお問い合わせについては、衛生主管部局を通じて、厚生 労働省健康局結核感染症課にお問い合わせください。

(児童心理治療施設及び児童自立支援施設(いずれも通所に限る。)並び に子育て短期支援事業に関するお問い合わせ)

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL:03-5253-1111 (内線4868)

(障害福祉サービス事業所等に関するお問い合せ)

〇厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL:03-5253-1111 (内線3148)

(障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち通所・短期入所に係る支援を提供するものに関するお問い合わせ)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

TEL:03-5253-1111 (内線3022)

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL:03-5253-1111 (内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL:03-5253-1111 (内線3929、3971)

〇厚生労働省老健局振興課

TEL:03-5253-1111 (内線3937、3979)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL:03-5253-1111 (内線3948、3949)

# 新型コロナウイルスを防ぐには

## 新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ (倦怠感)を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと 比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、 死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスは**飛沫感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫 感染 感染者の飛沫(くしゃみ、酸、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

## 日常生活で気を付けること

まずは**手洗い**が大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触った ものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能 性がありますので、**咳エチケット**を行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ<u>人込みの多い場所を避ける</u>など、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

## こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

### ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、 専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。 マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。 詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

## -般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについて は、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

•	<都道府県の連絡欄>	